

福祉指導課からの連絡事項等

- 1 業務管理体制に関する届出について
- 2 市への各種届出様式の変更・提出期限等について
- 3 電子申請システムの導入について

1 業務管理体制に関する届出について

介護保険法の規定により、介護保険事業者は、法令遵守責任者を定める等の業務管理体制の整備が義務付けられています。また、届出について、以下の事項に変更があった場合は、届出が必要です。

- 法人の種別、名称
- 主たる事務所の所在地、電話、Fax番号
- 代表者氏名、生年月日
- 代表者の住所、職名
- 事業所名称等及び所在地
- 整備すべき業務管理体制（法令遵守責任者等）
- 事業所数が増加した場合（※）

※事業所数が増加した場合については、「事業者が整備する業務管理体制」の内容等に変更がなければ、届出は必要ありません。

現在地

[トップページ](#) > [分類でさがす](#) > [事業者向け](#) > [福祉事業](#) > [介護サービスの手続き](#) >

【介護保険】業務管理体制の届出のご案内

【介護保険】業務管理体制の届出のご案内

ページID : 002300 更新日 : 2024年5月31日更新



検索画面から、こちらのページID : 002300で検索してください。

この音声はVOICEVOX：四国めたんを利用しています。

2 市への各種届出様式の変更・提出期限等について

現在地 [トップページ](#) > [分類でさがす](#) > [事業者向け](#) > [事業者向け申請書](#) > [高齢・介護事業に関する申請書](#) > 【介護保険】申請書等様式ダウンロード

[トップページ](#) > [分類でさがす](#) > [事業者向け](#) > [福祉事業](#) > [高齢・介護事業に関する申請書](#) > 【介護保険】申請書等様式ダウンロード

【介護保険】申請書等様式ダウンロード

このページを見ている人は
こんなページも見ています

ページID：002340 更新日：2024年5月1日更新

[【介護保険】変更・休止・廃止の届出のご案内](#)

実施事業及び手続き内容により、使用する様式が異なります。各申請・届出ごとに必要な書類については、各案内のページをご確認ください。

[介護保険要介護認定・要支援認定（新規・更新・区分変更）申請書](#)

1. 厚生労働大臣が定める様式
2. 標準様式（居宅サービス・施設サービス）
3. 標準様式（地域密着型サービス・居宅介護支援・介護予防支援）
4. 標準様式（介護予防・日常生活支援総合事業）
5. 標準様式（各サービス共通）
6. 事前協議様式
7. その他指定・更新に係る申請書類
8. 老人福祉法上の届出書類
9. その他

[【介護保険】新規指定申請のご案内](#)

[【介護保険】令和6年度報酬改定](#)

[居宅（介護予防）サービス計画作成・介護予防ケアマネジメント依頼（変更）届出書居宅（介護予防）サービス計画作成・介護予防ケアマネジメント依頼（変更）届出書居宅](#)

検索画面から、こちらのページID：002340で検索してください。

この音声はVOICEVOX：四国めたんを利用しています。

2 市への各種届出様式の変更・提出期限等について

第2 変更の届出の提出時期について

第1 介護給付費算定に係る体制等（加算）以外の変更

事前の協議を要する変更もあるため、「第2章 共通の届出事項」を確認してください。

1 提出期限

変更が生じた日から10日以内に指定権者等に届出を行う必要があります。

2 提出方法

原則、郵送により提出してください。来庁の場合は、事前に日時を予約してください。

第2 介護給付費算定に係る体制等（加算）の変更

<介護職員等处遇改善加算等以外の加算に係る変更>

1 届出を要する変更

- ・加算の算定を新たに開始する場合
- ・算定する加算の区分を変更する場合

上記の変更は、届出が毎月15日までに行われた場合は翌月から又は届出日が属する月の翌月（届出日が月の初日である場合は当月）から適用されます。「第3章 個別の事業に係る届出」を確認してください。

(1) 届出が毎月15日までに行われた場合は翌月から変更が適用される事業（16日以降に提出された場合は、翌々月からの算定）

- ・訪問介護、第一号訪問事業
- ・訪問入浴介護（介護予防含む）
- ・訪問看護（介護予防含む）（緊急時訪問看護加算は、届出日以降変更が適用。）
- ・訪問リハビリテーション（介護予防含む）
- ・居宅療養管理指導（介護予防含む）
- ・通所介護、地域密着型通所介護、第一号通所事業
- ・通所リハビリテーション（介護予防含む）
- ・定期巡回・随時対応型訪問介護看護

老健の管理者変更は、
事前に許可申請が必要です！！

3. 電子申請システムの導入について

令和6年10月より、変更届書等について、紙ベースで届出いただいておりますが、電子申請が可能となります。引き続き、紙ベースでの提出も受付は行いますが、電子申請での届出のご準備を進めてください。

まず、電子申請にあたって、ログインするための g BizID の取得が必要になりますので、スライド 8 の「g BizID プライムの申請の流れ」をご確認いただき、早めのご準備を行ってください。



**令和6年10月以降も郵送等における書面での
提出を今まで通り受け付けます！！**

9月頃に福祉指導課から電子申請の説明を別途行う予定です。

長い時間ご清聴いただき
ありがとうございました。

お疲れ様でした。

